

2 退職後もいずれかの公的医療保険制度に必ず加入する！

退職後、組合員の皆様はいずれかの公的医療保険制度に必ず加入することになります。下記のフロー図を参考に、自分がどの制度に加入することになりそうかイメージしてみてください。

